

令和 5 (2023) 年 3 月 2 日

教職員各位

新型コロナウイルス対策本部
理事長 学長 総務部長

今後の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和 5 年 1 月 27 日、2 月 10 日政府対策本部決定及びそれに伴う文部科学省事務連絡を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症への本学園の対応を以下の通りとする。

＜令和 5 年 1 月 27 日政府対策本部決定 概要＞

- 1 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を、「感染症法」上の新型インフルエンザなどの 2 類感染症から、季節性インフルエンザなどの 5 類感染症に位置づけを変更する。
- 2 マスク着用は、個人の選択を尊重する。
- 3 5 類感染症への変更に伴い、政府・都道府県対策本部、基本的対処方針は廃止する。

＜令和 5 年 2 月 10 日政府対策本部決定 概要＞

- 1 マスク着用は、個人の判断に委ねることを基本とし、3 月 13 日から適用する。
- 2 学校教育活動の実施にあたっては、マスク着用を求めないことを基本とし、4 月 1 日から適用する。
4 月 1 日以前の卒業式は、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする。
- 3 マスク着用が効果的な場面（医療機関受診時、高齢施設等訪問時、混雑した電車・バス乗車時、症状があるとき、家族が感染しているとき）を周知する。

＜ 令和 5 年度以降の新型コロナウイルス感染症への本学園の対応 ＞

1. 4 月 1 日以降、学校教育活動はマスク着用を求めないことを基本として、個人の主体的判断を尊重し、マスク着脱の強要はしない。

なお卒業式についても、原則として、マスク着用について個人の主体的判断を尊重し、着脱の強要はしないこととするが、児童生徒の発達段階や学校種による状況の違い等を考慮し、各学校長等が適切に判断する。

2. 「東京家政大学の新型コロナウイルス感染症対策への基本方針」「新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針 3（東京家政大学）」は 5 月 8 日で廃止する。これに伴い令和 5 年度、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様の扱いとすると共に、学園におけるすべての活動は、原則として新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻すこととする。

ただし、混乱なく移行する観点から、各学校・施設等の詳細な対応については各学校長等が適切に判断し、周知する。

3. 3 月 13 日以降、マスク着用は、個人の判断に委ねることを基本とする。既に連絡した通り、各校舎の検温所は 3 月 20 日で撤去する。4 月以降の委託業者による除菌作業は実施しない。

なお、新型コロナウイルス感染症は終息した状況ではないので、換気の確保など必要な感染防止対策、各自の体調管理は継続する。感染拡大、重症化などにより、政府の感染症位置づけの再変更等がある場合は、学園の対応も変更する。

また、渡辺学園新型コロナウイルス対策本部は、3 月 31 日で廃止する。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

○ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。

○ なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。

○ 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

○ 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。

①患者等への対応

➤ 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

ととし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

➤ 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。

➤ 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。

➤ 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。

➤ 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

➤ 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。

➤ ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

➤ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨としている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

➤引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。

➤感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

➤医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

➤ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

➤5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

○ 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

○ 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

4. 特措法に基づく措置の終了

○ 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

○ また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ✓ 医療機関受診時
 - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※2)に乗車する時(当面の取扱い)
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び 2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方を見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。

4文科初第2153号
令和5年2月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（５）まん延防止」の「３）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方を見直し等について」（以下「2月10日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2月10日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」のとおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、2月10日付け政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方を見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内2918）

別添

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清らかな気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを書く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。

「マスク着用の考え方を見直し等について」の決定や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、卒業式におけるマスクの取扱い等に見直しが行われましたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を踏まえて卒業式の実施等について御検討いただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和5年2月10日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式における
マスクの取扱い等について（周知）

令和5年2月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更等が行われましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

令和5年1月27日に開催された本部においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、基本的対処方針について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態

措置置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベントの開催に当たっての収容率の上限について変更が行われたところです。

これを踏まえ、2月10日に開催された本部においては、「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定され、その中において、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

詳細は下記のとおりですので、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、基本的対処方針等を踏まえ、各地域や学校の実情等に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

（1）卒業式におけるマスク着用の取扱いについて

基本的対処方針等においては、令和5年4月1日より前に実施される卒業式については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、大学等についても適切に対応することとされました。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各大学等において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、学生にとってもかけがえのない機会となります。その教育的意義に鑑み、各大学等においては、各地域や大学等の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。その際、「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号文部科学省初等中等教育局長通知）に示された別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を御参照いただき、実施方法等を検討いただくようお願いします。

（2）大学等におけるマスク着用の取扱いについて

基本的対処方針等においては、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校における学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされ、大学等についても適切に対応することとされました。

これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。なお、学校におけるマスクの着用の考え方を見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和4年度内における卒業式以外の大学等の教育研究活動については、引き続き適切に御対応いただくようお願いします。あわせて、上記の取扱い・適用日を踏まえ、令和4年度中に実施する入学者選抜

については、「令和5年度大学入学選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）等に基づき、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、適切に御対応いただくようお願いいたします。

別添

（別添）

- 「卒業式におけるマスクの取扱い等について」（「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号文部科学省初等中等教育局長通知）別添）

（参考）関連通知等

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf

＜本件連絡先＞
①全体について
文部科学省高等教育局高等教育企画課
連絡先：03-5253-4111（内線：2482）
②入学選抜について
文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室
連絡先：03-5253-4111（内線：2495）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清らかな気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施いただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いいたします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上で校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。